

○八王子市行財政改革推進審議会条例

平成7年3月30日

条例第8号

改正 平成15年7月2日条例第36号 平成25年6月26日条例第32号

(設置)

第1条 本市における行財政改革の適正な推進を図るため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定により、市長の附属機関として、八王子市行財政改革推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 審議会は、行財政改革の基本方針及び行財政改革の推進に関する重要事項について調査審議する。

2 前項に規定する行財政改革の基本方針については、あらかじめ市長が諮問する。

3 審議会は、必要があると認めたときは、行財政改革の推進に関する重要事項について市長に助言することができる。

(組織)

第3条 審議会は、委員8人以内をもって組織する。

2 審議会の委員は、市民及び学識経験のある者のうちから市長が委嘱する。

3 審議会の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上の者が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、行財政改革部において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において市規則で定める日から施行する。

(平成7年規則第26号で、平成7年6月22日から施行)

附 則 (平成15年7月2日条例第36号抄)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して2月を超えない範囲内において市規則で定める日から施行する。

(平成15年規則第67号で、平成15年8月18日から施行)

附 則 (平成25年6月26日条例第32号抄)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において市規則で定める日から施行する。

(平成25年規則第38号で、平成25年8月26日から施行)